徳島県剣道連盟会則を次のように定める

平成 17 年 4 月 1 日

徳 島 県 剣 道 連 盟

徳 島 県 剣 道 連 盟 会 則

目　　次

第 1 章	総　　則	(第1条 ― 第4条)
第 2 章	会　　員	(第5条 ― 第9条の2)
第 3 章	役員及び会議	(第10条 ―第13条)
第 4 章	審　査　等	(第14条)
第 5 章	委員会及び専門部会	(第15条)
第 6 章	経　　理	(第16条 ― 第18条)
附　則		

第 1 章　　総　　則

（ 名　称 ）

第 1 条　　本会は、徳島県剣道連盟(以下「連盟」という。）と称し、事務局を徳島市に置く。

（ 組　織 ）

第 2 条　　連盟は、徳島県の剣道・居合道及び杖道(以下「剣道等」という。）の愛好者(以下「会員」という。）をもって組織し、公益財団法人全日本剣道連盟及び公益財団法人徳島県スポーツ協会に加盟する。

（ 目　的 ）

第 3 条　　連盟は、剣道等の奨励発展をはかり、その理念を広く普及させるとともに、会員相互の親睦・融和をはかることを目的とする。

（ 事　業 ）

第 4 条　　連盟は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 剣道等の技術の研究及び指導に関すること。
(2) 剣道等の講習会の開催及び指導者の養成に関すこと。
(3) 剣道等の地域及び職域グループの育成強化に関すること。
(4) 剣道等の競技会の開催に関すること。
(5) 剣道等の級位･段位の審査に関すること。
(6) 剣道等の普及発展のため文書図画、電磁的記録等の制作及び領布並びに各種媒体等による啓発活動。
(7) 剣道等の医・科学に関すること。
(8) 会員の表彰及び物故者の慰霊祭に関すること。
(9) その他連盟の目的達成に必要な事項。

第 2 章　　会　　員

（ 会　員 ）

第 5 条　　連盟の会員は第３条の目的に賛同し、次の条件を備える者とする。

(1)　団体会員

地域及び職域で組織された剣道団体並びに居合道及び杖道で形成された団体に加入している者とする。

(2)　個人会員

剣道等発展のために寄与できると連名会長が認めた者とする。

（加盟団体及び構成）

第　6 条　　連盟は次の加盟団体及び個人会員をもって構成する。

(1)　剣道部会

（ア）　地区団体

徳島支部、鳴門支部、板野東支部、板野西支部、阿波支部
美馬支部、三好支部、麻植支部、名西支部、小松島支部、
阿南支部、丹生谷支部、海部支部

（イ）　職域構成団体

警察支部、刑務所支部

(2)　居合道部会

(3)　杖道部会

(4)　個人会員

前条第２号に規定される者とする。

2　居合道部会及び杖道部会に関する詳細な事項は各部会において別に定める。

3　剣道部会に入会している会員は、居合道部会及び杖道部会においても会員登録することができる。但し、この場合、連盟会費は１団体からでよい。

4　連盟に加入していない者は、級位・段位・称号の審査、連盟主催の大会及び講習会等への参加を認めない。

（会員登録）

第　7 条　　連盟への会員登録は、加盟団体から行い、個人会員は直接連盟へ申し込むこととする。

2　少年剣道教室（道場を含む。）・徳島県中学校体育連盟剣道専門部・徳島県高等学校体育連盟剣道専門部・徳島県大学剣道連盟（大学院生を含む。）の所属の者は、第６条に規定する加盟団体に加入する必要はない。

（会　費）

第７条の２　　連盟に加入が承認された会員は、所属団体を経由して所定の会費を納入しなければならない。

2　少年剣道教室（道場を含む。）・徳島県中学校体育連盟剣道専門部・徳島県高等学校体育連盟剣道専門部・徳島県大学剣道連盟（大学院生及び専門学校生を含む。）の所属の者は、会費を免除する。

また８０歳以上の会員については会費納入を任意とする。

（退　会　）

第　8 条　　会員は、退会しようとするときは、その理由を付して所属団体に届出なければならない。

（除　名　）

第　9 条　　会長は、会員として、ふさわしくない行為等があった者を、役員会の承認を得て除名・資格停止等にすることができる。

（復　活　）

第 9 条の2　　会長は、前条により除名・資格停止等処分を受けた者、または住所地の支部長から復活申し立てがあり、相当の事由があると認めるときは、役員会に諮り承認を得て、復活を認めることができる。ただし、情状により、復活の申し立てができない期間を設けることができる。この期間は、1年以上無期限とする。

第 3 章　役員及び会議

（役　員　）

第 10 条　　連盟に置く役員と、その選出方法等は、次表に掲げるとおりとする。
但し、改選年度に77歳に達しない者を選出する。

役員	名称	人員	選出方法等	役務
1	会長	1名	総会における互選による。	連盟を代表し、これを総理する。
2	副会長	若干名	同上	会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3	審議員	若干名	会長が理事会の承認を得て委嘱する。	段・級位及び称号の審査、審議並びに重要事項につき会長の諮問に応えるものとする。
4	理事長	1名	会長が理事会の推薦に基づき任命する。	会長の指示により連盟の運営を総括する。
5	副理事長	若干名	同上	理事長を補佐し、連盟の運営をつかさどるものとする。
6	常任理事	若干名	同上	理事長を補佐し、連盟の運営を図るものとする。

7	理　　事	若 干 名	会長が指名するもの並びに各ﾌﾞﾛｯｸ(中部・西部・南部・職域・居合道・杖道）の推薦に基づき任命する。	同　　上
8	事務局長	1　　名	会長が理事会の推薦に基づき任命する。	連盟の事務を統轄し、役員及び支部の相互の連絡調整を行うものとする。
9	事 務 局 次　　長	1　　名	同　　上	事務局長を補佐し、役員及び支部の相互の連絡調整を行うものとする。
10	会　　計	1　　名	同　　上	連盟の経理事務を処理し、適正な出納を図るものとする。
11	監　　事	3　　名	総会における会員の互選による。	連盟の事業の執行状況及び経理その他の業務の監査を行うものとする。
12	支 部 長	各 支 部 に 1 名	地域又は職域における会員の互選による。	支部を代表し、当該支部の運営を行うとともに、連盟事務局及び少年剣道教室との連絡調整を行うものとする。

2　役員の任期は、２年間とする。ただし再任を妨げない。

3　役員が欠けたときは、第１項に規定する選出方法等に基づき選出するものとする。この場合における当該役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　第１項に規定する役員は、他の役員を兼ねることはできない。

（名 誉 役 員 ）

第 １１条　本連盟に 名誉会長、顧問及び相談役を置くことができ、会長がこれを委嘱し重要事項につき会長の諮問にこたえる。

（ 会　議 ）

第 １２条　連盟の会議は、総会及び役員会とする。

2　総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年春期に、臨時総会は役員の３分の２以上の要求のある場合又は会長が必要と認めた場合に、第１０条及び第１１条に規定する役員及び支部を代表する評議員を招集して開催し、議決事項は次のとおりとする。

(1)　会則の変更
(2)　予算、決算に関する事項
(3)　その他重要事項

3　役員会は、会長が必要の都度、所要の役員を招集して開催するものとする。

4　総会及び役員会は、会長が議長を務めるものとする。この場合における議事は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5　評議員は、各支部より２名を選出するものとする。

（定 足 数 ）

第 １３ 条　会議の定足数は、当該会議の構成員の過半数以上とする。

第 4 章　審 査 等

（審 査 等 ）

第 １４ 条　級位･段位の審査は、別に定めるところによる。

第 5 章　委員会及び専門部会

(委員会及び専門部会)

第 １５ 条　剣道等の事業を効率的に推進するため、委員会及び専門部会を置くことができる。

2　委員会及び専門部会の組織及び運営については、別に定める。

第 6 章　経　理

(会 計 年 度)

第 １６ 条　連盟の会計年度は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

(簿 冊)

第 １７ 条　事務局には、次の各号に掲げる簿冊を備え付けておかなければならない。

(1)　会 員 名 簿
(2)　金 銭 出 納 簿
(3)　証 憑 書 類 綴
(4)　議 事 録
(5)　行 事 予 定 綴
(6)　試 合 結 果 綴

(7)　歴代役員名簿
(8)　その他必要書類

（監　査）

第１８条　監事は、総会までに所要の監査を行い、監査調書を作成のうえ、総会で報告しなければならない。

附　　則

1　この規則は、平成６年４月１日から施行する。
2　この規則の施行の際において、既に役員に任ぜられている者は、この規則に基づいて互選、又は委嘱、若しくは任命されたものとみなす。
3　この規則を一部改正し、平成１２年４月１日から施行する。
4　この規則を一部改正し、平成１５年４月１日から施行する。
5　この規則を一部改正し、平成１６年４月１日から施行する。
6　この規則を一部改正し、平成１７年４月１日から施行する。
7　この規則を一部改正し、平成２３年４月１日から施行する。
8　この規則を一部改正し、平成２５年４月１日から施行する。
9　この規則を一部改正し、令和３年４月１日から施行する。

徳島県剣道連盟剣道級位・段位審査規則を次のように定める

平　成　17　年　4　月　1　日

徳島県剣道連盟

徳島県剣道連盟剣道級位・段位審査規則

第　1 章　　総　　則

（目　的　）

第　1 条　　徳島県剣道連盟(以下「県連盟」という。）は、剣道の理念および公益財団法人全日本剣道連盟(以下「全剣連」という。）寄付行為第３１条に基づき、剣道の奨励および、その向上に資する目的で、級位、段位を定め、この規則の定めるところにより、その審査を行う。

（準用規定）

第　2 条　　審査等に関しては、全剣連称号・段位審査規則、細則、実施要領、級位審査規程に準ずるほか、本規則に定めるところによる。

（審査員選考委員会）

第　3 条　　県剣連は審査員選考委員会を設置し、同委員会は、級位・段位を審査する審査員を選考する。

2　　審査員選考委員会は、県剣連会長が任命する理事２名、範士２名、および学識経験者１名の委員をもって構成する。その任期は２年とし、再任を妨げない。

3　　県剣連の事情により、前項により難いときは、委員の構成を変えることができる。但し、一つの資格のみによって構成することはできない。

4　　県剣連会長は、委員の氏名等を全剣連に報告しなければならない。

5　　審査員選考委員会は、必要の都度県剣連会長が招集し、これを主宰する。

6　　審査員選考委員会の運営については、全剣連選考委員会に関する規定を準用する。

（審査員の選考・任命）

第　4 条　　級位および初段ないし五段の審査員は、審査員選考委員会の選考に基づき県剣連会長が任命し、その氏名等を全剣連に報告しなければならない。

2　　級位および初段ないし五段の審査員は、県剣連会長が審査の都度、審査員名簿の中から選考する。

（審査員の選考基準および審査員の数）

第　5 条　　級位・段位の審査員を選考する基準は、次のとおりとする。

2　　級位および初段ないし三段を審査する審査員は、錬士六段以上の資格を有する審査員５名を以って構成し、実技・形・学科の審査にあたる。

3　　四段および五段を審査する審査員は、教士七段以上の資格を有する審査員６名を以って構成し、実技・形・学科の審査にあたる。

（審 査 員 の 責 務 ）

第　6 条　　審査員は、審査にあたり、いかなる級位・段位においても、常に厳正、適正かつ、公平であらねばならない。

第　2 章　　級位・段位の審査

（付与基準）

第　7 条　　県剣連における審査の級位は、８級より１級までの８階級、段位は初段より五段までの５階級とし、それぞれ次の各号の基準に該当する者に与えられる。

(1)　初段は、剣道の基本を修習し、技倆良なる者

(2)　二段は、剣道の基本を修得し、技倆優なる者

(3)　三段は、剣道の基本を修錬し、技倆優良なる者

(4)　四段は、剣道の基本と応用を修熟し、技倆優良なる者

(5)　五段は、剣道の基本と応用を錬熟し、技倆秀なる者

（審査区分）

第　8 条　　級位および初段ないし五段までの審査は、県剣連が全剣連より委任されて行い、六段以上は全剣連が行う。

2　　級位および初段の審査は、中部・西部・南部の三地区に分け、出張審査を行う。

3　　二段ないし五段の審査は、中部の一会場で行う。

（受審資格）

第　9 条　　級位および段位を受審しようとする者は、県剣連の登録会員であって次の各号の条件をみたさなければならない。

級位・段位	資　　格
6～8級	小学1～3年生には認定により技倆相当の級位を与える。
5　級	小学4年生以上は5級より受験できる。
4　級	中学生以上は4級より受験できる。

3　級	高校生(相当年齢）以上は3級より受験できる。
2　級	大学生、一般(大学生相当年齢以上）は2級より受験できる。
1　級	小学6年生以上を受験資格とする。
初　段	１級受有者で，１３歳以上（審査日基準）を受験資格とする。
二　段	初段受有後、１年以上修業した者
三　段	二段受有後、２年以上修行した者
四　段	三段受有後、３年以上修行した者
五　段	四段受有後、４年以上修行した者

2　級位は経過日数を必要とせず毎回受験可能とする。

3　四・五段の受審者は、定められた講習会の受講生であること。

また五段の受験で、社会体育指導者資格初級の認定を受けた者については、学科試験を免除する。

4　次の各号のいずれかに該当し、県剣連会長が特段の事由があると認めて許可した者は、第9条第1項の規定にかかわらず当該当段位を受審することができる。

(1)　二段ないし五段の受審を希望し、次の年齢に達した者

受審段位	年　齢
二　段	３５ 歳
三　段	４０ 歳
四　段	４５ 歳
五　段	５０ 歳

ア　第９条第４項の「特段の事由」とは、当該段位相当の付与基準に達していると認められるにもかかわらず、国外に居住したなどの事情により受審することができなかった場合をいう。

イ　第９条第４項第１号の受審者は、希望する段位を限定して受審するものとし、同時に複数の段位を受審することはできない。

審査は、受審した段位についてのみ合否を決定するものとする。

(2)　初段ないし五段の受審を希望し、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者

受審段位	修　業　年　限
初　段	１級受有者で中学生以上
二　段	初段受有後３ヶ月
三　段	二段受有後１年
四　段	三段受有後２年
五　段	四段受有後３年

ア　第９条第４項第２号の「特に優秀と認められる者」とは、全国規模の大会および県剣連が主催する大会等で抜群の成績を納め、かつ、技倆が当該段位に匹敵するに十分と認められる者をいう。

イ　第９条第４項第１号および第２号の受審は、当分の間１回限りとする。

（審査の方法）

第　１０条　　級位の審査は、実技及び３級からは木刀による剣道基本技を行い、段位の審査は、実技、日本剣道形及び学科について行う。

2　　学科の審査は、筆記試験により行う。

3　　初段ないし五段の審査において、日本剣道形、または学科審査の不合格者はその科目を再受審することができる。但し、再受審の受審期間は、不合格となった当該審査日から１年以内とし、回数は１回限りとする。

（審査の合否）

第　１１条　　級位および初段ないし三段の受審者は、審査員３名以上の合意により合格とする。

2　　四段ないし五段の審査は、審査員４名以上の合意により合格とする。

（受審制限等）

第　１２条　　県剣連の登録会員で規則に定める資格を有している者は、全剣連または県剣連の行う段位審査を受審することができる。

2　　県剣連は、会員に対し、次の各号に該当する場合のほかは、全剣連への審査の申込みの受け付け、または受審を拒否することができない。

(1)　会員として義務を果たさず、会員として不適当な行為をした者

(2)　心身に障害があり、受審することが本人の安全その他の面において適当でないと認められる者

(3)　犯罪容疑あるいは社会的信用を失墜する行為があり、剣道人として相応しくないと認められる者

(4)　前３号のほか特別な事由により適当と認められない者

3　前項各号の措置は、県剣連の理事会、またはこれに準じる機関の議を経て行うものとする。

4　県剣連の審査実施者は、審査の実施にあたり、次の各号の該当する者について受審を差し止めることができる。

(1)　心身の異状または障害が認められ受審することが適当でないと認められる者

(2)　剣道試合・審判規則第１５条に規定する薬物等を使用していると認められる者

(3)　受審にあたり不正を行い、または行おうとした者

(4)　審査会場の秩序を乱すような行為をした者

第 3 章　　雑　　則

（審 査 料 等 ）

第 １３条　級位・段位および称号の審査料、ならびに合格に伴う登録料については、別に定めるところにより、県剣連に納入しなければならない。

2　第９条第４項第１号に規定する登録料は、初段より累計した額とする。

（証書の授与）

第 １４条　合格証書は、級位については県剣連会長が、段位については全剣連会長がそれぞれ授与する。

第 １５条　外国人の称号および級位・段位の審査に関する諸手続その他については、本規則の規定を準用するほか、諸手続については別に定める。

（ 附　則 ）

（施 行 期 日 等 ）

1　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

2　平成６年４月１日制定の称号審査規定、段位審査規定および平成６年４月１日制定の審査員の選考に関する内規は、これを廃止する。但し、上記規定によって授与された称号または段位については、本規則により授与される相当の称号または段位として資格あるものとする。

3　この規則を一部改正し、平成１７年４月１日から施行する。

4　この規則を一部改正し、令和２年４月１日から施行する。

徳島県剣道連盟居合道級位・段位審査規則

第　1 条　　徳島県剣道連盟(以下「県剣連」という。）は、剣道の理念および公益財団法人全日本剣道連盟(以下「全剣連」という。）寄附行為第３１条に基づき、居合道の奨励および、その向上に資する目的で級位・段位を定め、この規則の定めるところにより、その審査を行う。

第　2 条　　審査等に関しては、県剣連剣道の級位・段位審査規則に準ずるほか、本規則中「剣道」とあるのを「居合道」と読み替えて同規則を適用する。

但し、「日本剣道形」に関する規定は適用しない。

第　3 条　　県剣連剣道の級位・段位審査規則第９条第１項の規定にかかわらず大学生一般(高校生相当年齢以下を除く）については、２級および１級を認定とし初段より受審できる。

2　　前項に規定する審査料、登録料は、２級より累計した額とする。

第　4 条　　級位・段位の審査は、中部の一会場で行う。

（ 附　則 ）

1　　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

表彰委員会に関する内規

昭和６１年４月１日

第　1 条　　会則第４条第１項第６号に定める表彰に関しては、次のとおり定める。

第　2 条　　表彰委員会は、次の表彰委員をもって構成する。

(1)　会　　長
(2)　審　議　員　　1名
(3)　支　部　長　　1名
(4)　理　事　長
(5)　事 務 局 長

第　3 条　　表彰委員会は、必要の都度会長が招集し、これを主宰する。

第　4 条　　表彰委員会の運営に関しては、会則第１２条４項を準用する。

附　　則

1　　この内規は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。

専門部会に関する内規

平成１５年４月１日

第　１　条　　剣道部会の事業を推進するために次条以下の専門部をおく。専門部会の委員は理事会に諮って選任する。

２　　各委員の任期は会則第１０条２項及び３項による。

第　２　条　　本会に広報部をおく。

広報部は、剣道等の普及発展のため、剣道史等の　編集及び機関紙の発行、資料蒐集保管にあたり併せて広報に関する業務をおこなう。

第　３　条　　本会に強化部おく。

強化部は、剣道の技術、競技力向上及び国体選手の育成強化に関する業務をおこなう。

第　４　条　　本会に事業部をおく。

事業部は、剣道大会その他行事の企画執行に関する業務をおこなう。

第　５　条　　本会に審査部をおく。

審査部は、剣道の審議・審査に関する業務をおこなう。

第　６　条　　本会に少年部をおく。

少年部は、少年剣道の普及発展にあたり少年剣道に関する業務をおこなう。

第　７　条　　本会に女子部をおく。

女子部は、女子の強化育成を図り女子剣道に関する業務をおこなう。

第　８　条　　本会に高等学校専門部をおく。

高等学校専門部は、高校生の剣道普及発展並びに強化育成を図り、高等学校の剣道に関する業務をおこなう。

第　９　条　　本会に中学校専門部をおく。

中学校専門部は、中学生の剣道普及発展並びに強化育成を図り、中学校の剣道に関する業務をおこなう。

第　１０条　　本会に大学専門部をおこなう。

大学専門部は、大学生の剣道普及発展並びに強化育成を図り、大学校の剣道に関する業務をおこなう。

第　１１条　　本会に試合・審判部をおく。

試合・審判部は、剣道大会の審判員を選任するとともに、審判員の資質、技術向上を図るため講習会などの業務をおこなう。

附　　則

１　　この規定は、平成６年４月１日より施行する。

２　　専門部会に関する内規（昭和５０年３月１６日施行）は、これを廃止する。

３　　この内規は、平成１５年４月１日より施行する。

４　　この内規を一部改正し、平成２９年４月１日から施行する。

慶事・弔慰に関する内規

平成　６年　４月　１日

（　総　則　）

第　１　条　　徳島県剣道連盟会員等の慶事・弔慰等は本内規の定めるところによる。

（　慶　事　）

第　２　条　　会員等の慶事については、次により慶祝金品を贈る。

⑴　　剣道に関する功労により叙勲又は国家褒賞を受けた者

⑵　　その他常任理事会において必要と認めた者

（　弔　慰　）

第　３　条　　会員などが死亡した場合は、次の区分により花輪もしくは、香典を贈るものとする。情状により両者併せ贈ることがある。

⑴　ア　役員及び役員であった者　１０，０００円

　　イ　友好団体　　１０，０００円

⑵　　連盟葬については、常任理事会において決定する。但し、急を要する場合は、会長が決めることができる。

⑶　　その他本条第１項各号により難き場合についても会長が決めることができる。

（　見　舞　）

第　４　条　　役員及び友好団体の長が病気入院した場合の見舞いは、次のとおりとする。

⑴　　役員５，０００円

⑵　　友好団体の長５，０００円

附　　則

１　　この内規は、平成６年４月１日より施行する。

２　　慶事・弔慰に関する内規（昭和５０年３月１６日施行）は、これを廃止する。

医・科学委員会に関する内規

令和３年４月１日

（委員会の設置）

第　１条　　徳島県剣道連盟会則第４条第１項第７号に定める剣道等の医・科学に関する事業のため、医・科学委員会をおく。

（任　　務）

第　２条　　医・科学委員会は、次の任務を担当する。

⑴　剣道人等の健康問題に係る医学面からの調査及び研究に関すること。

⑵　医・科学に関する研修会、講習会等の開催及び派遣に関すること。

⑶　「安全」をキーワードとした武道具・用品の調査及び研究に関すること。

⑷　剣道等における重大事故発生時の情報収集、分析、要因の解析等による事故防止対策のほか、全日本剣道連盟への報告に関すること。

（委　員）

第　３条　　医・科学委員会は、次の５名の委員をもって構成する。

⑴　委 員 長　１名（会員である医師）

⑵　副委員長　１名（理事長）

⑶　委　　員　３名（副理事長、事務局長、剣道具店経営の会員１名）

２　委員の任命は県剣連会長が行う。

３　委員の任期は２年間とする。ただし再任を妨げない。委員が欠けたときは県剣連会長が選出し、任期は前任者の残留期間とする。

（重大事故調査）

第　４条　　県内において剣道における重大事故（入院を要するもの・入院治療と同等の治療を受けた場合）が発生した場合、医・科学委員会は、事故の概要把握、要因の分析等のため、連盟の支部、剣道教室、専門部会等に対し必要な指示及び調査・報告を求めることができる。

（報　告）

第　５条　　医・科学委員会は、剣道における重大事故が発生した場合は、事故発生１週間以内に全日本剣道連盟に重大事故報告フォームにより報告するものとする。

（会の招集）

第　６条　　医・科学委員会は、必要の都度委員長が招集し、これを主宰する。

（運　営）

第　７条　　医・科学委員会の運営に関しては、会則第１２条４項を準用するほか、必要な事務は事務局において処理する。

附　　則

１　この内規は令和３年４月１日より施行する。